

# はかり

# 定期検査のしおり

取引や証明に使用している「はかり」は、必ず定期検査を受けましょう。

## はかりの定期検査とは？

- 1 使用しているはかりは、注意深く使用していても自然にその性能が落ちてきます。そこで、取引や証明に使用されているはかりが正確であることを確かめるために計量法によって、**2年に1回**の検査を受けるよう義務付けられています。  
はかりの検査は、山形県・山形市から検査業務を委託された**一般社団法人山形県計量協会**が検査を実施しています。
- 2 はかりの検査をする前には、**各市町村が検査対象となるはかりの調査を行います**ので、検査を実施する上で重要な調査ですから、ご協力くださるようお願い致します。

## 検査までの手順

### 検査対象となるはかりの調査

※対象となる「はかり」の一例

### 機械式はかり、電気式はかり及び大型はかり（非自動はかり）



**一般社団法人山形県計量協会から受検対象者にハガキで検査日程等をお知らせします。**

#### 集合検査

はかりを指定された期日に、検査会場に持参してください。

#### 所在場所検査

検査員が直接、はかりの設置場所にお伺いします。  
※運搬等が困難なはかりや精度が高いはかりはこちらになります。

◆機械式はかり、電気式はかりについては集合検査（一部はかりを除く）、所在場所検査のどちらでも受検可能ですが、受検方法により検査料が異なります。（別途、検査料表参照）

## 家庭用のはかりは取引や証明に使用できません！

家庭で使用されている以下のはかりは、家庭で使用する目的で製造・販売されています。これらのはかりには、「**家庭用特定計量器の基準適合表示**」が付されています。また下図のような表記があります。

### 家庭用特定計量器の基準適合表示



取引・証明以外用

このはかりは取引・証明に使えません

●家庭用はかりは定期検査を受けることはできません。



ヘルスメーター



キッチンスケール



ベビースケール

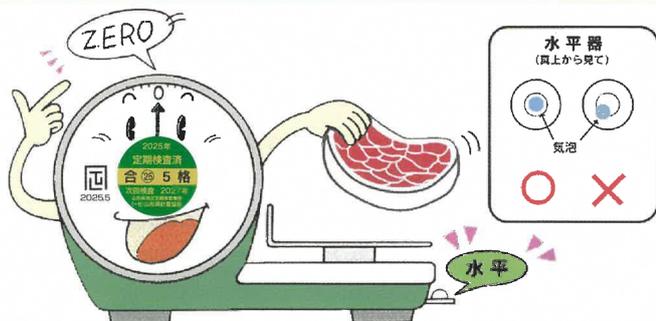
# 正しい計量取引を推進しましょう！

## はかりを正しく使用しましょう

定期検査に合格したはかりには「定期検査済証」を貼付します。  
⑫は検査年、5は検査月を表します。



## 商品を計る前に 水平・零点 を必ず確認しましょう



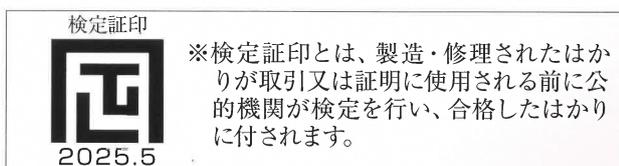
1. はかりを設置する場所は、振動・風あたりの強い所は避けましょう。
2. 計る量、品物によってそれぞれに適したはかりを使いましょう。
3. 商品は皿の中央に載せ指針や数量表示が静止してから読み取りましょう。

## 消費者は、正しく計量しているかどうか見えています。

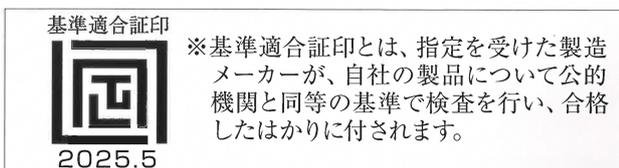
消費者は、スーパーマーケットや商店等で陳列されている商品の内容量(量目)表記が適正であるか、また、面前計量などで商品を購入する際、定期検査に合格しているはかりの使用や正確な風袋引きなど、正しく計量が行われているか見えています。

## はかりを購入するとき

取引や証明に使用するはかりは、**検定証印**又は**基準適合証印**が付いていなければなりません。下図のような証印が付されているはかりを購入し、使用してください。

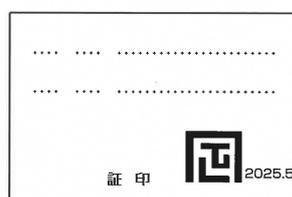


※検定証印とは、製造・修理されたはかりが取引又は証明に使用される前に公的機関が検定を行い、合格したはかりに付されます。



※基準適合証印とは、指定を受けた製造メーカーが、自社の製品について公的機関と同等の基準で検査を行い、合格したはかりに付されます。

〈プレート〉



〈目盛板〉



※はかりのプレートや目盛板等の見やすい箇所に証印、検定等の年月が付されています。

## 新品はかりの検査免除

☆新しくはかりを買い替えた場合は、定期検査が免除になることがあります。

2025年度の検査対象となっているはかりの中で検定証印及び基準適合証印に表示された年月の翌1日から起算して政令で定めた期間を経過していないものは定期検査が免除されます。なお、詳しくは当協会へお問い合わせください。

## 計量に関するお問い合わせ

山形県指定 定期検査機関 ・ 山形市指定定期検査機関

一般社団法人 **山形県計量協会**

〒990-2473 山形市松栄二丁目2-1  
TEL023-644-9811  
FAX023-644-9810

ホームページ

山形 計量 | 検索

<http://www.keiryu-yamagata.net/>